第十九条の次に次の見出し及び三条を加える。

（出資外国法人等貿易保険）

第二十条　法第三十一条第二項第二号の貨物は、次のとおりとする。

一　設備（航空機及び船舶を含む。）

二　石油、可燃性天然ガス、石炭及び金属鉱物

第二十一条　法第三十一条第二項第二号ホの政令で定める者は、日本国の政府及び地方公共団体とする。

第二十二条　法第三十一条第二項第四号の費用は、次のとおりとする。

一　出資外国法人等販売貨物又は出資外国法人等仲介貿易貨物の保管又は維持に要する費用

二　出資外国法人等販売貨物又は出資外国法人等仲介貿易貨物を積載している船舶の停泊料

三　出資外国法人等販売貨物又は出資外国法人等仲介貿易貨物を輸送することを内容とする契約の解除に伴う賠償金又は違約金の支払に要する費用

四　技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関する業務に従事する者の人件費

五　技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関する業務に従事する者を、当該技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の地から退避させ、又はその業務を再開する目的で当該地へ赴任させるために要する費用

六　技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関する業務に従事する者の安全の確保に関し必要な施設又は設備の設置又は改修に要する費用

七　技術の提供又はこれに伴う労務の提供のために使用する施設又は建設機械の賃借料

附　則

（施行期日）

1　この政令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

（保険業法施行令の一部改正）

2　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条及び第三十七条の四の五中「第二十五条」を「第二十八条」に改める。

経済産業大臣　小渕　優子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百十三号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正）

第一条　母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

目次中「・第二条」を「―第二条」に、「第二章　母子家庭等に対する福祉の措置（第三条―第三十一条）」を「第二章　母子家庭に対する福祉の措置（第三条―第三十条）　第三章　父子家庭に対する福祉の措置（第三十一条―第三十一条の十）」に、「第三章」を「第四章」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第一条中「母子及び寡婦福祉法（」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第六条第二項第六号に規定する政令で定める男子）

第一条の二　法第六条第二項第六号に規定する政令で定める男子は、次に掲げる男子とする。

一　配偶者が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができない男子

二　婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの

第二章の章名を次のように改める。

第二章　母子家庭に対する福祉の措置

第三条第二号中「その者」を「配偶者のない女子」に改め、同条第三号中「又は配偶者のない女子が医療若しくは介護を受けている期間」を削り、同条第九号中「児童」の下に「又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号中「の高等学校」を「若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）が同時に民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下「配偶者のない女子の二十歳以上である子等」という。）の高等学校」に改め、「もの（以下」の下に「この章において」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　配偶者のない女子が医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金

第五条の見出しを「（児童及び配偶者のない女子の二十歳以上である子等に対する母子福祉資金の貸付け）」に改め、同条第一項中「規定する資金」を「掲げる資金」に改め、同条第二項中「児童」の下に「又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等」を加え、「二十歳」を「同条第二項の規定による貸付けに係る二十歳」に改め、「場合（」の下に「生存している父のうちに次の各号の事情のいずれにも該当しない者がある場合を除き、」を加え、同項第一号中「（実父及び養父を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同項第七号を削る。

第六条の見出しを「（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）」に改め、同条第二項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの」を「同条第一号に掲げる者の」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを」を「同号に掲げる者を」に改める。

第七条中「それぞれ当該」を「当該」に改め、同条第一号中「この章において」を削り、「事業開始資金」を「母子事業開始資金」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第二号中「この章において「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に改め、同条第三号中「この章において「修学資金」を「母子修学資金」に、「修学資金の」を「母子修学資金の」に改め、同号ただし書中「給付（第五号において「」を「給付（以下」に、「修学資金」を「母子修学資金」に、「とする。第五号において「」を「。以下」に改め、同号イ中「就学する児童」の下に「（配偶者のない女子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「修学資金」を「母子修学資金」に、「以下」を「ロにおいて」に改め、同号ロ及びハ中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同条第四号中「この章において「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に改め、同条第五号中「が同号」を「又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等が同号」に、「この章において「修業資金」を「母子修業資金」に改め、同条第六号中「この章において「就職支度資金」を「母子就職支度資